

減災に向けた東京都の取組事例

- ・令和元年台風第15号及び第19号等に伴う防災対策の検証の概要（総務局）
- ・東京都豪雨対策アクションプラン（都市整備局）
- ・多摩河川の強化の取組（建設局）
- ・台風第19号における調節池のストック効果（建設局）
- ・中小河川の洪水対策（建設局）
- ・浸水予想区域図の公表について（建設局・下水道局）
- ・監視カメラ等観測機器の増設について（建設局）
- ・下水道の取組について（下水道局）
- ・高潮氾濫危険水位の設定及び運用について（港湾局・建設局）
- ・ダム放流情報の提供（交通局）
- ・防災施設の機能に関する情報共有及びダム放流情報の活用（水道局）
- ・不動産事業者に対する水害リスクの解説について（住宅政策本部・建設局）
- ・円滑かつ迅速な避難のための取組（福祉保健局）
- ・避難計画の作成業務等の周知及び防災教育の充実（教育庁）
- ・私立学校への情報提供等（生活文化局）
- ・都立・公社病院の浸水対策について（病院経営本部）

1 経緯

今年度、台風第15号、第19号等の影響により、都内でも相次いで風水害が発生

(主な被害等)

- ・ 暴風による電柱の倒壊や倒木による断線により、多くの地域で停電が発生
- ・ 家屋被害が多数発生。応急措置用のブルーシート・土のう袋の需要が急増
- ・ 洗掘による道路の崩落に伴い、断水や孤立化する地区が発生
- ・ 気象情報に応じた避難情報発令と風水害に対応した避難先確保の難しさ

2 検証経過

副知事をトップとして、「大規模風水害検証会議」を設置し、都の風水害対策について検証

(期間) 令和元年11月6日から11月28日まで

- (方法)
- ・ 各局等における課題の抽出・検証
 - ・ 各区市町村に対するヒアリング
 - ・ 都民向けインターネットアンケート調査
 - ・ 自衛隊等の関係機関からの意見集約

3 検証内容・結果

以下の7つの視点から、更なる強化を進めていく35の風水害対策を実施

視点	主な課題	主な対策内容
①初動体制の整備	被害状況等の円滑な情報共有、計画運休への対応	全区市町村にリエゾン派遣、計画運休時の出勤のあり方のルール化
②防災広報	ダウンしないHP構築、様々なツールを用いた情報発信	区市町村向け改善ガイドライン、サーバの増強、チャットボット導入
③電源確保対策	スマートフォン等の充電環境整備、病院の機能維持	一時滞在施設等に充電環境整備、停電時に有効な電源確保策の検討
④物資調達	災害に応じた備蓄品目見直し、孤立地域への物資輸送	ブルーシート等必要物資の事前確保、大型ドローンの実証実験
⑤避難対策	広域避難のあり方、風水害対応の避難先確保	関係区市とのWGによる課題等の検討開始、都有施設を避難先に活用
⑥施設整備等	河川監視の強化、多摩川の樋門操作への対応	浸水被害を踏まえた監視カメラの設置拡大、樋門の安全対策
⑦その他の風水害対策	タワーマンション等の浸水対策、都営交通の防災対策	マンション管理ガイドライン見直し、地下鉄駅出入口の対策強化

4 今後の対応

検証に基づき実施していく取組のうち、予算措置が必要な項目については、既に、補正予算に計上したものや、各局等において予算要求中のものがあるが、その他の項目を含め、早期の実施に向けた関係機関等との調整を進めていく。また、来年度、出水期前に、今回の検証結果の進捗状況について確認する。

令和元年台風第15号及び第19号等に伴う 防災対策の検証結果

- 視点① 初動体制の整備
- 視点② 防災広報
- 視点③ 電源確保対策
- 視点④ 物資調達
- 視点⑤ 避難対策
- 視点⑥ 施設の整備・適切な維持管理
- 視点⑦ その他の風水害対策

視点① 初動体制の整備

※凡例：[補]四定補正、[R2]令和2年度予算で要求中

で補正予算中等

- 被災状況の早期把握のため、ドローンを配備。島しょ地域（目視飛行型）、海岸保全施設(5Gを活用した自律飛行型を検討) 補 R2
- 災害対応における実践力を向上するため、令和2年度から多くの区市町村が参加する、よりリアリティの高い図上訓練を新たに実施（来年1月に試行実施） R2

今後新たに組み込むもの

課題	今回の風水害への対応内容と得た教訓	対策 <small>※凡例：[I]短期的対応、[II]中長期的対応</small>
被害状況等の円滑な情報共有	台風第15号の経験を踏まえ、台風第19号対応では、多摩・島しょ地域に連絡要員（リエゾン）を予め派遣	市町村ヒアリングの結果、有効性が確認されたことから、連絡要員に研修等を実施し、新たに23区を加え全区市町村に2名程度派遣する体制を構築 I
計画運休への対応	台風第19号の接近前から応急対策本部を設置し、計画運休に関する情報発信や企業等への出勤抑制の呼びかけを実施したが、浸透が不十分	<ul style="list-style-type: none"> ・公労使による実務者会議を立ち上げ、計画運休時の出勤のあり方についての新たなルール化を目指し、「公労使による『新しい東京』実現会議」においてテーマとして取り上げる ・今後の台風接近時には、都民や企業等に出勤抑制や災害時にも有用なテレワーク実施の呼びかけなど、多様な手段を用いてメッセージを発信 I
九都県市間の迅速な相互支援	大規模災害時は、被災した自治体からの要請に基づいて支援を行うため、迅速に対応できない可能性がある	要請がなくても状況に応じて迅速に被災県及び市町村への支援が行えるよう、九都県市首脳会議で現協定の見直しを実施 I
立川地域防災センターの機能強化	立川地域防災センターを多摩の市町村への連絡要員（リエゾン）派遣及び区市町村に対する物資支援の活動拠点として活用し、有効であった	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害時において、新宿庁舎の補完機能を持つ多摩の防災拠点として更なる機能強化を図るため、必要な改修に向けた検討を実施 ・危機管理副監（仮称）の設置を含む体制の整備を検討 II

視点② 防災広報

今後新たに
取り組むべきもの

課題	今回の風水害への対応内容と得た教訓	対策 ※凡例:[I]短期的対応、[II]中長期的対応
ダウンしないホームページの構築	区市町村及び都のホームページにアクセスが殺到し、閲覧不能になる事態も生じた	<ul style="list-style-type: none"> ・区市町村のホームページの状況を調査し、アクセス集中時の改善ガイドライン等を作成し、提供 ・水防災総合情報システムなど各局のホームページについて点検し、サーバの増強を図るなど、確実に閲覧できる環境を整備 <div style="text-align: right;">I</div>
防災ホームページの改善	台風接近時に防災ホームページ及び防災アプリの閲覧数は上昇したものの、都民等が避難行動を開始する際の参考に活用された割合は低い	<ul style="list-style-type: none"> ・都域に隣接する他県市町村の防災ホームページとリンクを行い、水害情報の共有を推進 ・「都民の意識調査」のモニターアンケート等を活用し、災害時の情報提供の状況分析を実施。併せて、「クリエイティブディレクター相談」を活用し、より効果的な情報発信を行うための改善提案を受け、見直しを順次実施 <div style="text-align: right;">I</div>
様々なツールを用いた情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでのTwitterに加え、災害対策本部会議をYouTube（東京動画）で発信、Facebookを活用するなど、新たな手段で広報を実施 ・台風接近前から、電話による問合せが多く寄せられ、災害対応中に電話が輻輳 	<ul style="list-style-type: none"> ・風水害の脅威をVR動画などで都民に発信する取組を強化 ・新たにLINEを活用し、都民に対する情報発信機能を強化 ・チャットボットを用いて都民からの問い合わせに迅速に対応 ・東京都防災アプリと民間で配信している防災アプリと新たに連携 ・デジタルメディアへのテキストファイルによるプレス情報の提供 ・デジタルサイネージを活用した風水害時の情報発信の強化 <div style="text-align: right;">I</div>
都民への情報発信と庁内の情報収集	災害対策本部が情報発信する際、情報の収集から発信まで、一部で時間を要した	<p>発災の認知から発表するまでの標準的な時間の設定</p> <div style="text-align: right;">I</div>
島しょ地域へのアクセス向上	島しょ地域では、複数の事業者が航路・航空路を持ち、欠航や遅延も含め各事業者がそれぞれ運航情報提供を行っているため、特に台風前後の運航状況が把握しにくい	<ul style="list-style-type: none"> ・島しょ地域へアクセスする航路・航空路の交通情報を一元化してリアルタイムで提供するポータルサイト・アプリを新たに制作 ・交通情報以外にも、気象状況や宿泊施設情報等を提供するとともに、多言語にも対応 <div style="text-align: right;">I</div>

視点③ 電源確保対策

※凡例：[補]四定補正、[R2]令和2年度予算で要求中

補正予算や来年度予算要求で対応中のもの

- 無電柱化を更に推進していくため、島しょ地域を含め、都全体の取組を加速化するとともに、コスト縮減につながる技術開発を一層推進 [補] [R2]
- ZEV（Zero Emission Vehicle）を活用し、災害時に避難場所等で電化製品への給電を行うため、都の庁有車用に外部給電器を配備するとともに、区市町村に対しても補助を行い、配備を推進 [補]
- ゼロエミッション対策と連携し、家庭における非常時のエネルギー自立性の向上に資する蓄電池システム等に対して補助を実施 [補]
- スマートフォン等の充電環境整備
 - ・被災者の安否確認や情報収集、行政からの災害情報伝達に不可欠な、スマートフォン・タブレット端末等の充電環境を確保するため、都立一時滞在施設において、帰宅困難者が充電できる環境の整備（221箇所）さらに、民間一時滞在施設における充電環境の整備に対しても支援 [補] [R2]
 - ・共助の要となる、自主防災組織の活動拠点等において、災害時に地域住民等が充電できる環境を整備していくため、区市町村の取組に対し、都が新たに支援する仕組みの構築 [R2]

取組み後
組む新
べきた
ものに

課題	今回の風水害への対応内容と得た教訓	対策 <small>※凡例：[Ⅰ]短期的対応、[Ⅱ]中長期的対応</small>
停電時の病院機能維持	大規模・長期間の停電発生時においても、病院の機能を維持していくことが必要	停電時に、移動電源車からの給電を可能とする体制の整備など、病院の電源確保に向けた取組を検討 [Ⅰ] [Ⅱ]
停電復旧作業時の速やかな障害物撤去	倒木による電線切断や鉄塔損傷の場合、電力会社以外では樹木除去ができないため、復旧作業の遅れの原因となっている	都と電力会社・通信会社との間で、停電からの早期の復旧を目指し、相互の協力により障害物撤去ができる協定を新たに締結 [Ⅰ]

視点④ 物資調達

※凡例：[補]四定補正、[R2]令和2年度予算で要求中

補正予算等で対応中

- 災害時は、在庫不足等により、迅速な物資調達が困難なケースが想定されるため、都が直接備蓄する品目を見直し、今回の暴風雨後に大量に必要なとなった、ブルーシートと土のう袋を一定数量備蓄する。（ブルーシート2.5万枚、土のう袋26万枚） 補
- 島しょ地域の備蓄対策として、4支庁にコンテナ等を活用して、ブルーシート・土のう袋に加え、可搬式発電機及び附属品を確保（ブルーシート7千枚、土のう袋7万枚、発電機・充電器97台、コンテナ5台） 補

今後新たに取り組むべきもの

課題	今回の風水害への対応内容と得た教訓	対策 <small>※凡例:[I]短期的対応、[II]中長期的対応</small>
西多摩地域の特性に応じた物資輸送	<ul style="list-style-type: none"> ・台風第19号では、ドローンによる物資配送により、孤立地区を支援したが、離発着点の確保、電線等障害物の事前調査が必要など、準備段階からの課題が判明 ・また、ドローン自体の荷物積載力の向上も課題 	<ul style="list-style-type: none"> ・西多摩エリアにおいてモデル地区を選定し、目視外飛行の事前ルート確保を行い、防災訓練で検証する事業を実施 ・物資輸送力の向上に向け、大型ドローンを活用した物資輸送の実証実験を実施 I II
災害時の燃料安定供給	<p>千葉県では、停電によってポンプが使えず、燃料がタンクから汲み出せないことによって、休業するガソリンスタンドが多数発生した</p>	<p>停電対策として、これまでの手動式のポンプに加え、新たに緊急用バッテリー式可搬式ポンプの配備を進めていく</p> I

視点⑤ 避難対策（1/2）

※凡例：[補]四定補正、[R2]令和2年度予算で要求中

対補
正
心
算
等
中
で

- 「東京マイ・タイムライン」の普及拡大
都民アンケートによると、台風第19号では、台風第15号に比べ多くの人々が避難したが、依然、避難していない人の割合は大きい。適切な避難行動をとることができるよう「東京マイ・タイムライン」の普及拡大に向け、マイ・タイムライン作成指導者の育成や出前講座の実施等、様々な層に対する啓発を強化 R2

今
後
新
た
に
取
り
組
む
べ
き
も
の

課題	今回の風水害への対応内容と得た教訓	対策 <small>※凡例:[I]短期的対応、[II]中長期的対応</small>
広域避難のあり方	<ul style="list-style-type: none"> ・台風第19号では、広域避難先として想定される多摩地域や埼玉県・千葉県でも被害があった。一部の避難先には避難者が集中した ・東部低地帯での大規模な水害は発生しなかったが、広域避難のあり方について様々な議論がなされた 	<ul style="list-style-type: none"> ・台風第19号による災害対策の検証を目的とし、都と江東5区を中心とした関係区市によるWGを立ち上げ、課題と方向性を検討。現在、国と共同運営している広域避難検討会にフィードバックしていく ・早期の自主避難の必要性をPRするとともに、新たな取組として、垂直避難が可能となる建物をデータベース化 I
風水害時の都有施設活用	<ul style="list-style-type: none"> ・台風第19号では都立施設の一部を避難先として提供 ・今後の円滑な都有施設提供のためには、事前に区市町村と開設手順を整えておく必要がある ・夜間や風雨が強まってからの開設要請となり、施設管理者と連絡がとれなかったり職員が参集できず、開設に時間を要した例があった 	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水等による浸水等のおそれがない場所に立地する都立一時滞在施設を風水害時の避難先として活用していくため、区市町村と順次協定を締結 I ・各都有施設の管理者は、休日・夜間を含む初動対応を行う「緊急対応要員」を選任した上で、各施設で主体的に災害対応をするため、区市町村と開設手順を整理し、管理マニュアルを充実させる。また、地元町会等との協議の場を設定し、平時から開設手順等について確認し、災害対応力の向上に取り組む I II

視点⑤ 避難対策 (2/2)

※凡例：[補]四定補正、[R2]令和2年度予算で要求中

課題	今回の風水害への対応内容と得た教訓	対策 ※凡例:[I]短期的対応、[II]中長期的対応
<p style="writing-mode: vertical-rl; position: absolute; left: -40px; top: 50%; transform: translateY(-50%);">今後新たに取り組むべきもの</p> <p>的確な避難情報の発信</p>	<p>気象情報等に応じた避難情報の発令の判断に苦慮した区市町村があった</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・区市町村が気象情報等に応じた避難情報を的確に発令できるように都としてガイドラインを新たに策定 I ・避難情報と取るべき避難行動について、お年寄りや子どもにもわかりやすく伝えられるような表現を工夫し、周知を図る I
<p>風水害に対応した避難先の確保</p>	<p>今回の台風の風水害では、避難行動を行う都民が増え、区市町村によっては浸水エリアに立地する避難先も開設し、避難者を受け入れざるを得なかった</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・区市町村が、災害の種別ごとに指定すべき「指定緊急避難場所」について、早期の指定と住民への周知について、区市町村の取組を支援 I ・区市町村が避難情報を発令する際に避難対象エリアをよりきめ細かく分け、避難者の受入れを分散させるとともに、危険性が比較的少ない建物の住民には在宅避難を促すなど、避難先の効率的な活用について、ガイドラインを策定 I
<p>避難所のペット対策</p>	<p>避難所における同行避難動物の受入体制について、多くの区市町村では対応に苦慮</p>	<p>台風第19号における各区市町村の対応状況や課題について調査・検証し、大規模風水害時における動物救護対策について、区市町村に情報提供や働きかけを行うなど、体制整備を支援 I II</p>

視点⑥ 施設の整備・適切な維持管理

※凡例：[補]四定補正、[R2]令和2年度予算で要求中

で補正予算等
対応中

- 河川監視を強化するため、今回の台風第19号で被害を受けた多摩の河川を含め、近年の浸水被害実績などを踏まえて、監視カメラの設置を拡大 R2

今後新たに
取り組むべきもの

課題	今回の風水害への対応内容と得た教訓	対策 <small>※凡例:[I]短期的対応、[II]中長期的対応</small>
河川施設の安全性向上	洗掘によって護岸が崩落し、道路が通行不能となった	<ul style="list-style-type: none"> ・河道の蛇行区間や狭隘箇所等について、これまでの調査結果も活用しつつ詳細な調査を実施 I ・その結果を活かし、局所改良による流下能力向上や水衝部の護岸の強化など、早期に安全性が向上できる対策を実施 II
多摩川の樋門操作への対応	台風による暴風雨、河川水位上昇により、堤外地にある樋門の閉塞作業が危険であり、対応ができない状況が生じた	<ul style="list-style-type: none"> ・円滑に水防活動等を実施するため、樋門の開閉状況や時刻、水位など操作情報の共有 I ・地元区等と連携した樋門等に係る情報発信及びPR強化 I ・操作員の転落事故防止のため、通路の安全対策を実施 II ・堤内地側からの樋門操作の遠隔化を検討 II
都立施設の浸水対策	昨年度の「防災事業の緊急総点検」を踏まえ浸水対策を強化してきたが、施設の立地によっては、外水氾濫のほかに、新たに内水氾濫のリスクが見つかる例があった	<ul style="list-style-type: none"> ・各施設管理者において、地域のハザードマップ等を参照し、洪水や土砂崩れ、内水氾濫等、風水害リスクを精査 I ・リスクに応じ、止水板、土のう袋等の水害対策を検討し、可能なものから順次実施 II

視点⑦ その他の風水害対策

※凡例：[補]四定補正、[R2]令和2年度予算で要求中

で補正予算等
で対応中

- 一部損壊住宅の補修等への支援
今回の災害では、国の施策を待つことなく、被災した都民の生活再建を進めるため、緊急対策として、一部損壊住宅への支援事業を実施 補

今後新たに
取り組むべきもの

課題	今回の風水害への対応内容と得た教訓	対策 ※凡例:[I]短期的対応、[II]中長期的対応
タワーマンション等の浸水対策	比較的耐震性等に優れた高層マンションにおいても、地下の電源設備が浸水により故障し、長期間の停電が発生	<ul style="list-style-type: none"> ・マンション管理ガイドラインに風水害対策に関する取組を追加するとともに、管理組合向けセミナー等により普及啓発を実施 ・浸水想定区域内の対策として、関係団体に、国や都の地下空間における浸水対策ガイドラインを改めて周知 ・建築確認申請時等の機会を捉え、申請者等に、河川保全区域内外の確認と許可手続について、河川管理者への相談を案内 ・不動産業団体に、購入者等への浸水リスク情報の周知について改めて協力を要請 I
都営地下鉄・バスの防災対策強化	<ul style="list-style-type: none"> ・各駅の避難確保・浸水防止計画は、各駅での公開に留まる ・他県では、鉄道車両基地・バス営業所で車両の浸水被害が発生 ・浸水想定区域内にも地下鉄駅が存在 	<ul style="list-style-type: none"> ・年内を目途に、各駅の避難確保・浸水防止計画をWebでも公開 ・浸水のおそれのない箇所に車両を避難させる具体的なタイミングや方法について検討 ・交通局が管理する地下鉄駅出入口で、今後、止水板の高さの見直しや止水板から防水扉への変更など、追加対策を検討 I II
給水体制の強化	台風第19号では、奥多摩町で給水車で運んだ水を給水袋に入れ、駅前で配布。全世帯へポリタンクを提供し、高齢者宅には水を入れて提供	水道局では、給水車を現在14台保有しているが、現場への移動距離短縮化と迅速な応急給水を行う観点から、計画的に増やし、30台に拡充 II

令和元年1月、東京都では、今般の台風被害等を踏まえ、東京都豪雨対策基本方針に基づく2020年以降の取組について、「これまでの取組の着実な推進と加速」、「新たな取組による強化」、「令和元年台風第19号を踏まえた対応」を取りまとめた概ね5年間の行動計画として「東京都豪雨対策アクションプラン」を策定しました。こうした対策を推進していくため、2030年代を見据え、庁内及び関係自治体等と連携を強化して長期的な取組を一体となって進めてまいります。本プランは、「未来の東京」戦略ビジョンの「戦略8 安全・安心なまちづくり戦略II」に位置付けています。

【これまでの取組】

- ・ 都では、東京都豪雨対策基本方針に基づき、甚大な浸水被害が発生している地域について重点エリアを定めて、河川や下水道の貯留施設の整備等を推進
- ・ 本方針では、東京2020大会開催都市として、豪雨被害から人々の生命の安全を確保し、浸水被害の軽減を図るため、2020年までの具体的な取組を明示

【今般の記録的降雨】

- ・ 令和元年台風第19号により、都内でも記録的な降雨に見舞われたが、これまで整備してきた施設が浸水被害軽減に一定の効果を発揮
- ・ 今回は一定の効果を発揮したものの、激甚化する豪雨災害を踏まえ、施設整備を着実に推進するとともに、新たな検討を加えた更なる取組の加速・強化が必要

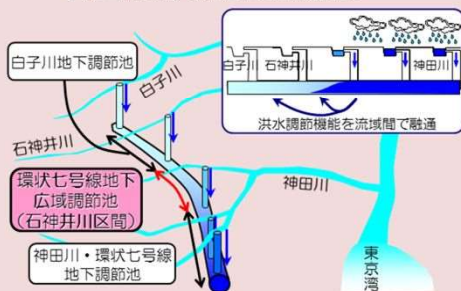
【アクションプランの策定】

- ・ 今般の台風被害等を踏まえ、豪雨対策基本方針に基づく2020年以降の取組について、これまでの取組の着実な推進と加速や新たな取組による強化、令和元年10月台風第19号を踏まえた緊急対応を取りまとめた概ね5年間の行動計画を策定

これまでの取組の着実な推進と加速

- ・ 河川整備の更なる推進
環状七号線地下広域調節池等の8施設の整備〔R7年度までに稼働〕：図1
新たな調節池の事業化に向けた検討〔H30年度～〕
- ・ 下水道整備の更なる推進
渋谷駅東口・杉並区荻窪地区の整備〔東京2020大会前に取水〕など
- ・ 流域対策の促進・見える化
各区市の努力目標値の設定・進捗状況公表〔R元年度～〕
- ・ ソフト対策の推進
想定し得る最大規模の降雨を対象とした浸水予想区域図の改定〔R2年度まで〕

図1 <環状七号線地下広域調節池>



時間100ミリの局地的短時間の豪雨にも効果を発揮

- ・ 河川施設における緊急の取組
多摩河川における局所改良や監視カメラ等の設置〔R元年度～〕：図2
- ・ 下水道施設における緊急の取組
樋門等の施設改良及び操作情報等の共有〔R元年度～〕：図3

図3 <樋門等の施設改良>



新たな取組による強化

- ・ 対策を強化するエリアの拡大を検討
75ミリ対策地区等〔R元年度～〕：図4
- ・ 流域対策モデル事業
重点的に貯留浸透を実施するエリアを選定〔R2年度～〕

令和元年台風第19号を踏まえた対応

図2 <河川監視カメラ>

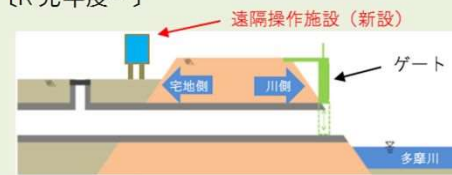


図4 <シミュレーション技術の活用>



50ミリ降雨対策により、75ミリ降雨に対して浸水面積の低減を確認

台風19号による被害

多摩地域の河川において、溢水による浸水被害や護岸の損壊に伴う道路の崩落が発生。



【台風19号（R元10月）の概要】

- ・10月11～13日にかけて、多摩部の奥多摩や檜原、恩方の雨量観測所では、総雨量600ミリを超える降雨を観測。
- ・都管理河川では、南浅川や秋川など河川が溢水。
- ・秋川や平井川など4河川で護岸の崩壊、多数の河川で一部損壊が発生。



浸水被害（秋川）



護岸損壊に伴う道路崩落（平井川）

**多摩河川
に関する
対応を強化**

豪雨に対する対応力の強化

(1) 既往の調査を活用しつつ
詳細な調査を実施



河道の蛇行区間や狭隘箇所（イメージ）

(2) 対策箇所の選定

【強化のポイント】

- ①狭隘箇所の解消（ネック箇所）
☞局所改良により流下能力の向上
- ②水衝部の護岸強化（ウィーク箇所）
☞道路と並行する護岸の強靱化により集落の孤立化等防止

**早期に
安全性が向上できる
対策を検討・実施**

調節池への流入状況

【降雨状況】

- ・台風19号により、都内でも記録的な降雨
- ・23区西部を中心とした山の手エリアでは、時間30~40ミリの雨が長期間降り続き、総雨量は計画の倍である約300ミリとなった。
(八王子市(恩方)では約600ミリの降雨)

【調節池のストック効果】

- ・都内28調節池のうち、
過去最多となる21調節池で取水
- ・調節池総貯留量の約半分の洪水を貯留

浸水被害軽減に大きな効果を発揮！

白子川地下調節池
【石神井川取水施設】



貯留率：86%

善福寺川調節池



貯留率：98%

主な調節池位置図



環状七号線地下調節池



貯留率：91%

神田川・環状七号線地下調節池

- ・神田川、善福寺川より洪水を取水。貯留量：約49万m³
- ・富士見橋地点において、推定約1.5m(最大)の水位低下効果を発揮し、浸水被害を防止！
(建設局によるシミュレーション)

もし調節池がなかったら・・・



富士見橋：調節池による取水が無かった場合の水位状況



流入状況

白子川調節池（石神井川取水施設）

- ・石神井川より洪水を取水。貯留量：約18万m³
- ・21:06氾濫危険情報発表（溝田橋）
- ・上流で洪水を取水することで、溝田橋地点において、水位低下効果を発揮！




氾濫発生まで
約1.7m

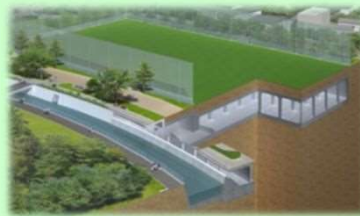
石神井川：溝田橋の増水状況（観測水位を基に作成）

目標整備水準である区部時間 7 5 ミリ、多摩時間 6 5 ミリの実現に向け、護岸や調節池などの整備を推進


⑤野川大沢調節池
調布基地跡地（三鷹市）
規模：約68,000m³
※既存とあわせて約158,000m³




④下高井戸調節池
区立下高井戸おおぞら公園
（杉並区）
規模：約30,000m³




③和田堀公園調節池
都立和田堀公園（杉並区）
規模：約17,500m³




①都立城北中央公園調節池（一期）
都立城北中央公園（練馬区・板橋区）
規模：約250,000m³
※一期：約90,000m³




⑥境川木曾東調節池
境川カ-ンタ-跡地（町田市）
規模：約49,000m³




②環状七号線地下広域調節池
（練馬区・中野区）
規模：約681,000m³
※既存とあわせて約1,430,000m³



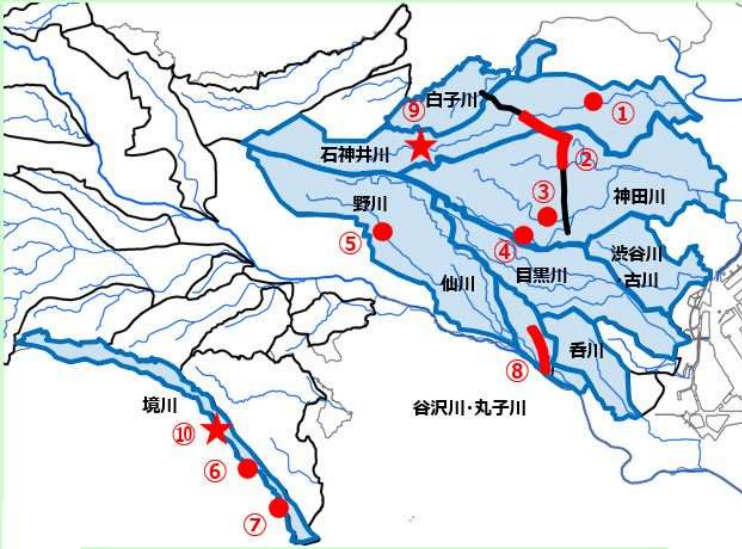
⑦境川金森調節池
西田スポーツ広場（町田市）
規模：約151,000m³



⑧谷沢川分水路
環状八号線、玉川通り等（世田谷区）
規模：約3.2km



※写真は整備イメージ



□ 対策強化流域（9流域）

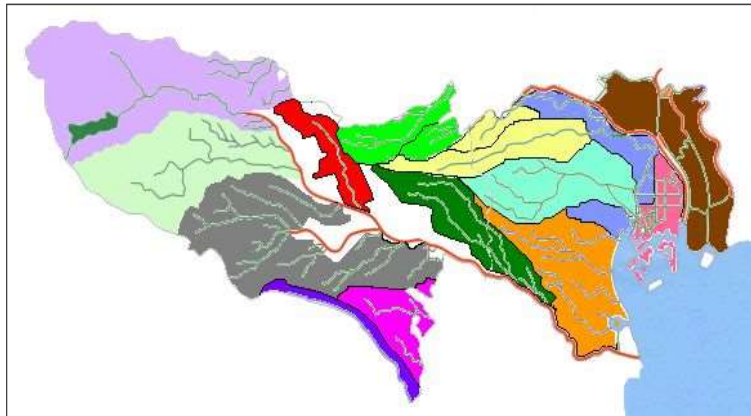
● 工事に着手済みの調節池など

★ 今年度から基本設計等に着手

- ・ 8つの対策強化流域内の10か所の調節池など工事中、又は基本設計に着手予定
- ・ さらに7河川（神田川、善福寺川、野川、目黒川、渋谷川・古川、呑川、境川）調節池の整備に向け検討中

○外力を想定最大規模降雨とした浸水予想区域図の改定

取扱い注意



浸水予想区域図作成流域

- 都内の100河川を14区域に分割し作成
- 令和2年3月までに、10区域について想定最大規模降雨の浸水予想区域図を作成、公表
- 令和2年度目途に、全区域の改定を実施予定

浸水予想区域図改定スケジュール（予定）全体版

浸水予想区域図	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
神田川流域浸水予想区域図	平成29年3月			
城南地区河川流域浸水予想区域図		平成30年12月		
石神井川及び白子川流域浸水予想区域図			令和元年5月	
野川、仙川、谷沢川及び丸子川流域浸水予想区域図			令和元年6月	
境川流域浸水予想区域図		平成30年6月		
鶴見川流域浸水予想区域図		平成30年10月		
残堀川流域浸水予想区域図			令和元年12月	
黒目川、落合川、柳瀬川、空堀川及び奈良橋川流域浸水予想区域図			令和元年12月	
浅川圏域、大栗川及び三沢川流域浸水予想区域図			令和2年1月	
隅田川及び新河岸川流域浸水予想区域図				○
江東内部河川流域浸水予想区域図			令和2年3月	
中川・綾瀬川圏域浸水予想区域図				○
霞川及び多摩川上流圏域浸水予想区域図				○
秋川及び平井川流域浸水予想区域図				○

※赤字箇所：洪水予報河川及び水位周知河川を含む流域

令和2年度浸水予想区域図改定スケジュール（予定）

浸水予想区域図	第一四半期	第二四半期	第三四半期	第四四半期
隅田川及び新河岸川流域浸水予想区域図				
中川・綾瀬川圏域浸水予想区域図				
霞川及び多摩川上流圏域浸水予想区域図				
秋川及び平井川流域浸水予想区域図				

※新型コロナウイルス感染症対策の影響により公表時期は変更の可能性あり

経緯

- 平成30年7月豪雨を受け、都は防災事業の緊急総点検を実施
- 河川の水位情報等の収集・監視機能を強化するとともに、住民が河川の状況を確認し、避難等の判断ができる情報提供の充実化が必要
- 台風第19号を含む近年の溢水実績、水害リスク（浸水予想区域図、河川整備の進捗状況等）に基づき、また、区市町村の要望等を参考に設置箇所を選定し、監視カメラ等観測機器を増設していく

設置スケジュール

令和元年度～令和2年度

令和元年台風第19号で溢水した河川への監視カメラ先行設置

令和2年度～令和3年度

既存の監視カメラの設置状況や、台風第19号など近年の被害実績などを踏まえ、監視カメラを増設



Webカメラ（稲荷橋監視局）

台風第19号における下水道施設の整備効果

【施設整備状況】

- 東京都の区部には**56か所の雨水貯留施設**と**70か所の雨水ポンプ施設**が稼働

【台風第19号における施設の稼働状況】

〔図-1〕

- 雨水貯留施設の合計容量は**約60万m³**
- 全体の**貯留率は約6割**
(8か所の貯留施設がほぼ満杯)

【主な満杯の貯留施設】

- ・和田弥生幹線:容量 **15万m³**(杉並区・中野区)
- ・谷端川一号幹線:容量 **3万2千m³**(豊島区)
- ・第二十二社幹線:容量 **1万3千7百m³**(渋谷区)

- 雨水ポンプの合計排水能力は**毎分約11万m³**(25mプール360杯分)〔図-2〕
- 雨水ポンプの稼働率は**約5割**

浸水被害の軽減に大きく貢献

図-1 台風第19号における施設の稼働状況

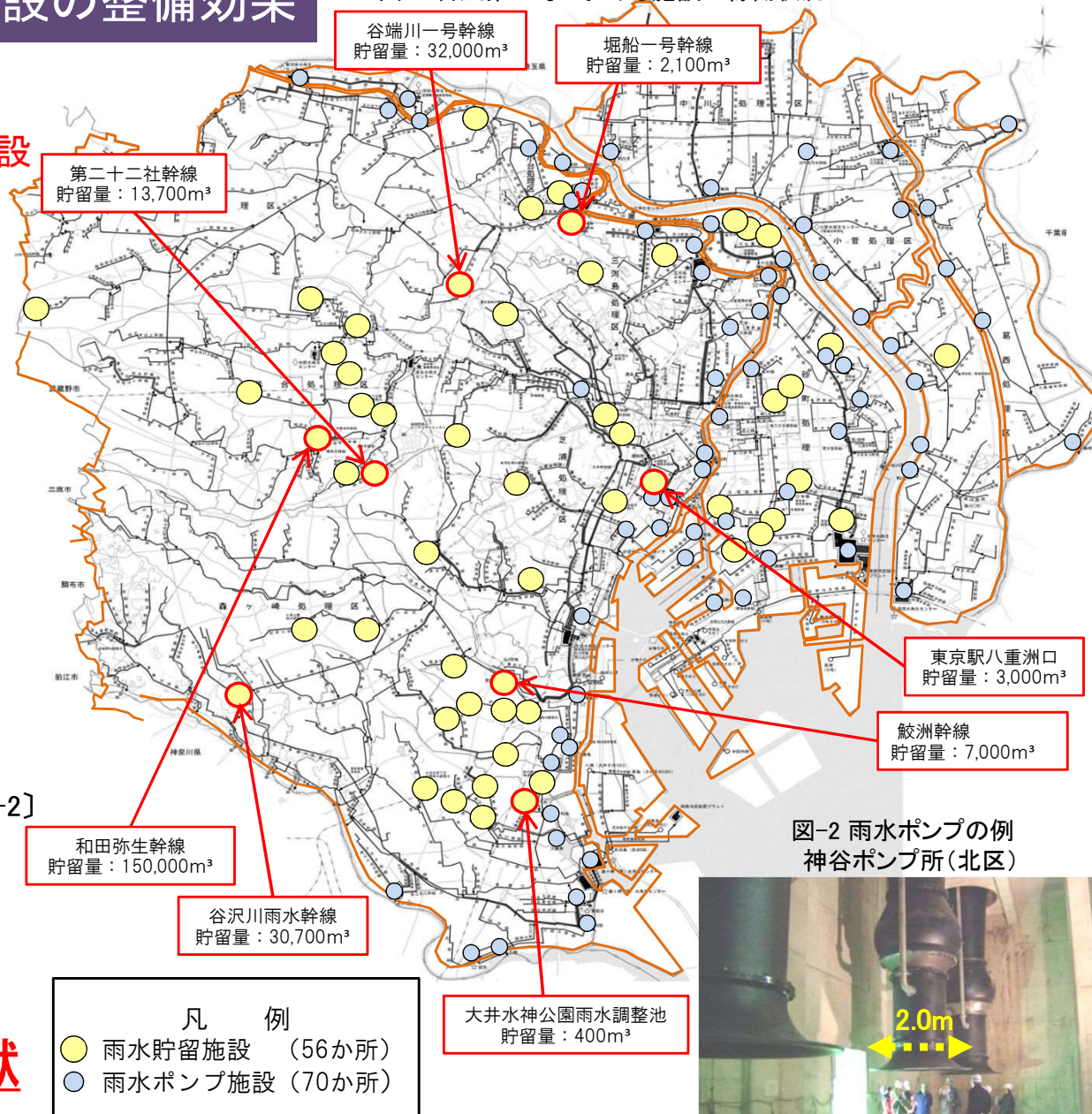


図-2 雨水ポンプの例
神谷ポンプ所(北区)



これまでの取組の着実な推進と加速

下水道整備の更なる推進

- ・大田区大森地区の早期事業化⇒今年度中に工事着手
- ・杉並区荻窪地区の早期効果発現
⇒令和2年3月より取水開始
- ・渋谷駅東口地区の早期効果発現〔図-3〕
⇒今年度中に取水開始
- ・空堀川流域の広域的な雨水整備〔図-4〕
⇒今年度中に実施設計着手

図-3 渋谷駅東口雨水調整池 断面図

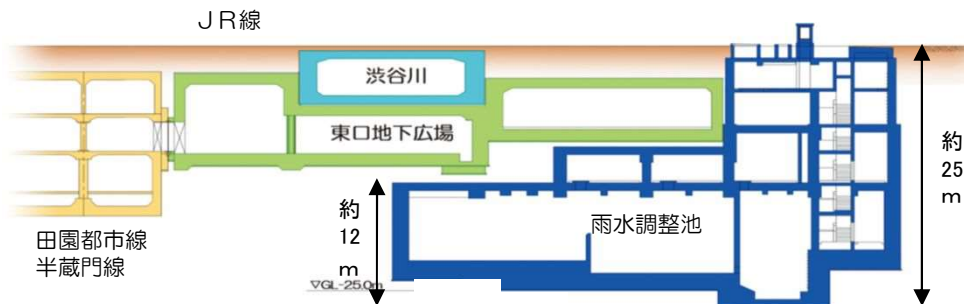


図-4 空堀川流域雨水対策地域



ソフト対策の推進

- ・東京アメッシュの多言語化〔図-5〕
⇒英語に加え、令和2年3月より中国語、韓国語に対応
- ・想定し得る最大規模の降雨を対象とした浸水予想区域図の改定
⇒今年度末までに残る4地区を改定し、都内全16区域の改定を完了

図-5 東京アメッシュ

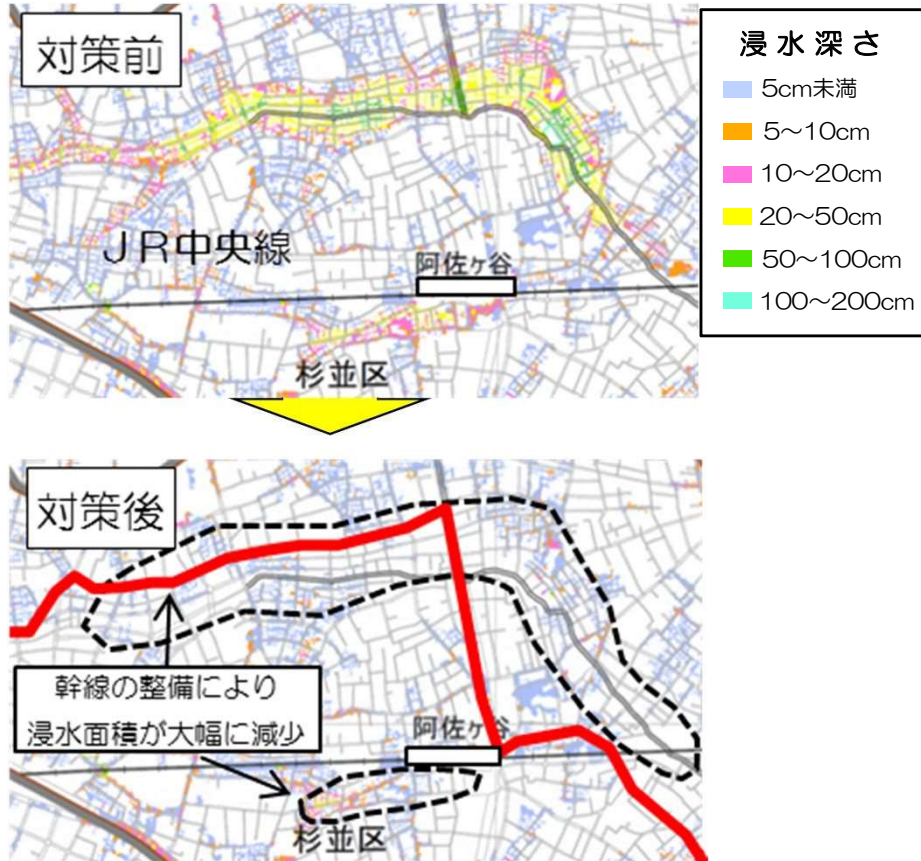


新たな取組による強化

対策を強化するエリアの拡大を検討

- ・シミュレーション技術を活用し、浸水の危険性が高い地区を新たな75ミリ対策地区等として重点化し、整備を推進
⇒今年度中に75ミリ対策地区等を追加

図-6 75ミリシミュレーションの例



50ミリ降雨対策により、75ミリ降雨に対して浸水面積の低減を確認

令和元年台風第19号を踏まえた対応

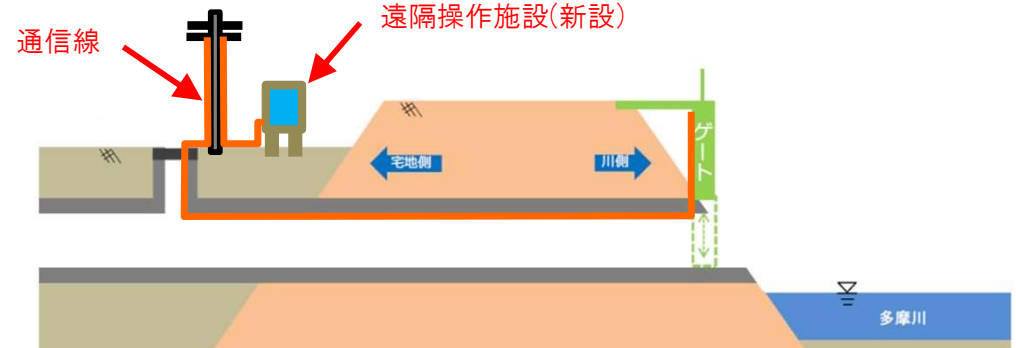
下水道施設における緊急の取組

- ・樋門操作に係る安全確保と确实性の向上(堤外地でしか操作できない樋門の遠隔化など) [図-7、図-8]
⇒令和2年の出水期までに実施
- ・円滑に水防活動等を実施するため樋門の操作情報等の共有
⇒令和2年の出水期までに実施

図-7 等々力排水樋門



図-8 樋門イメージ
遠隔操作施設(新設)



高潮氾濫危険水位の設定について

- 水防法に基づき、東京湾沿岸（東京都区間）を、高潮により相当な損害が生じるおそれのある海岸（水位周知海岸）として指定し、高潮による氾濫が発生する危険性を都民の皆様にお知らせする基準となる「高潮氾濫危険水位（高潮特別警戒水位）」を令和2年度東京都水防計画に定め、令和2年4月13日から運用を開始した。
- 高潮浸水想定区域図（H30年3月公表）策定時における高潮シミュレーションをもとに、情報伝達や住民の避難に必要な時間（リードタイム）を考慮して設定した。
- 湾奥に位置し水位を適切に監視できることから、東京都が管理する辰巳水門（江東区）を基準水位観測所とした。
- 設定した高潮氾濫危険水位は、以下のとおり。

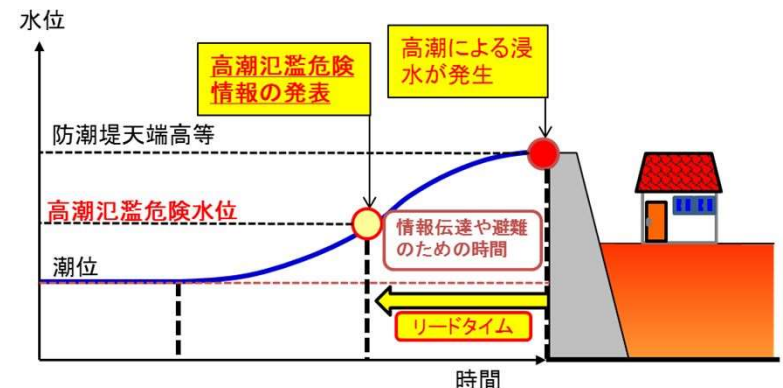
千代田区・中央区・港区・品川区・大田区	A.P.+3.6m
墨田区・江東区・江戸川区	A.P.+3.9m
北区・板橋区・足立区・葛飾区	A.P.+4.3m

高潮氾濫危険情報の発表について

- 辰巳水門の水位が高潮氾濫危険水位に達した段階で、域内の垂直避難等を促すための高潮氾濫危険情報（避難勧告等の目安となる警戒レベル4相当情報）を発表し、関係区に通知するとともに、報道機関等の協力を得て住民の皆様にお知らせする。



高潮氾濫危険水位



高潮氾濫危険情報イメージ

白丸調整池ダムでは、大雨などにより水位が急激に上昇した場合、ダムのゲートから放流を行うことがあります。その際には、必要に応じて関係機関に通知するとともに、サイレンやスピーカーによる警報や、巡回による注意喚起を実施しています。



放流警報用のサイレンとスピーカー



警報用車両

- ダムや堤防等の施設に係る機能や避難の必要性等に関する情報提供を行っている
- 関係機関にダム放流に関する情報を伝達している

令和元年度は、計2回の余水吐放流の前にプレス発表を実施。一般の方が多摩川に近づかないよう、余水吐放流の前にプレス発表を行って注意喚起をしている。さらに、SNSを活用し、より広範囲にダムの放流に関する情報を発信している。令和2年度は、放流に係る各時点の最新情報をその都度ホームページに掲載し、協議会メンバーにリマインドメールを送信する(準備中)。

覚えてください！小河内ダム余水吐放流時のサイレン

小河内貯水池(奥多摩湖)では、台風や大雨などの影響で大量の水を余水吐から放流することがあります。川沿い利用している方などに、ダムからの余水吐からの放流を確実にお知らせするために、職員によるパトロールや監視装置からサイレンを鳴らし警告を行います。

川の水位が増えますので、川には近づかないでください。

※余水吐とは、洪水時などの流入に備え、速やかに水を放流する施設(ゲート)

サイレンの鳴り方

サイレンは、「50秒鳴動、10秒休止」のパターンを2回繰り返します。

- 50秒間 鳴動
- 10秒間 休止
- 50秒間 鳴動
- 10秒間 休止
- 50秒間 鳴動
- 10秒間 休止
- 50秒間 鳴動
- 10秒間 休止
- 50秒間 鳴動
- 10秒間 休止



サイレン設置場所



▲ ホームページによる公表

第2報 17時00分現在 令和元年10月12日 東京都応急対策本部

台風19号の影響に伴う小河内ダムからの余水吐放流について【第2報】

小河内ダムでは、台風19号に伴う降雨により貯水量の増加を踏まえ、10月11日(金)14時より余水吐*からの放流を行っております。

10月12日(土)の最大の余水吐放流量について、当初、毎秒57.9立方メートル程度と見込んでおりましたが、最新の降雨予測を踏まえると、10月12日(土)18時以降、毎秒72.9立方メートル程度となる見込みです。この結果、合計放流量は発電放流と合わせて毎秒75.0立方メートルとなります。

これに伴い、多摩川の河川水位が上昇する恐れがありますので、多摩川に近づかないようにしてください。

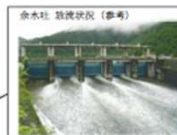
なお、10月12日(土)16時時点の余水吐放流量は、約51.0m³/sです。

発電放流量 21m³/s
余水吐放流量 72.9m³/s
合計 75.0m³/s

<参考> 放流の内訳

	当初の見込み	変更後	増減
発電放流量	21m ³ /s	21m ³ /s	0m ³ /s
余水吐放流量	57.9m ³ /s	72.9m ³ /s	+15.0m ³ /s
合計	60.0m ³ /s	75.0m ³ /s	+15.0m ³ /s

*余水吐とは、洪水時などの流入に備え、速やかに水を放流する施設(ゲート)



○小河内貯水池管理事務所
所在地 西多摩郡奥多摩町原5
電話 0428-06-2211

問い合わせ先
水道局総務部総務課 小澤
直通 5320-6320
内線 48-111

▲ 令和元年10月12日発表 余水吐放流に関するプレス文(第2報)

東京都水道局 @tocho_suido · 27分
For the reason, the water level of Tamagawa River rise. Please do not approach to Tamagawa River.

東京都水道局 @tocho_suido · 28分
Due to the influence of Typhoon No.19, the amount of water stored in Ogochi reservoir may be expected to increase. So we plan to increase the discharge amount of Ogochi dam using a spillway from 2pm today (10/11).

東京都水道局 @tocho_suido · 29分
【注意喚起】台風19号の影響に伴い、小河内ダムの貯水量が増加すると予想されるため、10月11日(金)14時から、余水吐を用いて、小河内ダムの放流量を増加させる予定です。これに伴い多摩川の河川水位が上昇するおそれがありますので、多摩川に近づかないようにしてください。

▲ 令和元年10月11日SNS掲載 余水吐放流に関する情報発信

- 平成30年7月豪雨を受け、社会資本整備審議会より「大規模広域豪雨を踏まえた水害対策の在り方について」が答申され、「住宅等を購入・改築する際に土地の災害リスクの把握や、災害リスクを軽減・回避する努力を促すことができるよう、不動産業関連業界や保険業界等との連携を強化する」とされた。
- 上記を踏まえ、都では、不動産業関連業界と連携して、不動産関連団体の研修会等の場において、水害リスクに関する情報の解説等を実施

対象災害	根拠法令	宅地建物取引における重要事項説明
洪水	水防法	— (義務付けされていない)
内水 (集中豪雨の規模が排水能力を上回る場合に発生)		
高潮		
津波	津波防災地域づくりに関する法律	津波災害警戒計画区域
土砂 (土石流、急傾斜崩壊、地滑り)	土砂災害防止法	土砂災害警戒区域

実施概要

規模	(公社)東京都宅地建物取引業協会及び(公社)全日本不動産協会東京都本部が開催する研修会等(都内2か所)において、延べ2回に亘り、約7,000名を対象に実施
内容	浸水予想区域図、高潮浸水想定区域図、ハザードマップの解説、ハザードマップのHP上での入手方法、東京都水防災総合情報システムの紹介

※備考 上記のほか、団体非加入事業者に対しても、都が開催する講習会において同様の取組を実施



研修会での水害リスクに関する情報の解説等の様子

■ 情報伝達、避難計画等に関する事項

- 平成31年4月に福祉保健局所管の避難確保計画作成対象施設へ避難確保計画策定義務等について通知
- 指導検査等の際に、避難確保計画作成対象施設においては計画の有無を確認するとともに、未作成の場合は義務化について説明
- 指導検査等の際の確認状況について、対象区市町村へ情報提供

【避難確保計画に定めるべき事項】

計画の項目	チェック項目
(ア) 防災体制、情報の収集・伝達 <small>(水防法施行規則16条一) 洪水時の防災体制に関する事項、(土砂災害防止法施行規則5条の2一) 土砂災害が発生するおそれがある場合における防災体制に関する事項</small>	施設の所在する地域における、浸水するおそれのある河川の情報、土砂災害に関する情報や避難情報を収集・伝達する体制が定められているか 避難準備・高齢者等避難開始の発令の段階で要配慮者の避難誘導を行う体制となっているか 避難準備・高齢者等避難開始等の発令がない場合でも避難の判断ができるよう、複数の判断材料が設定されているか
(イ) 避難誘導 <small>(水防法施行規則16条二) 洪水時の避難の誘導に関する事項、(土砂災害防止法施行規則5条の2二) 土砂災害が発生するおそれがある場合における避難の誘導に関する事項</small>	避難先は避難の実効性が確保された場所に設定されているか 避難誘導がリスク情報を踏まえた実現可能なルート上に設定されているか 必要に応じ、地域の協力が得られる体制が準備されているか
(ウ) 施設整備 <small>(水防法施行規則16条三) 洪水時の避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、(土砂災害防止法施行規則5条の2三) 土砂災害が発生するおそれがある場合における避難の確保を図るための施設の整備に関する事項</small>	洪水予報、土砂災害に関する情報等や避難情報を入手するための設備が記載されているか 夜間に避難を行うことが想定される場合、そのために必要な設備が記載されているか 屋内安全確保を行う場合に備え、施設内での滞在に必要な物資が確保されているか
(エ) 教育・訓練 <small>(水防法施行規則16条四) 洪水時を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項、(土砂災害防止法施行規則5条の2四) 土砂災害が発生するおそれがある場合を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項</small>	適切な時期に必要な教育・訓練の実施が設定されているか
(オ) 自衛水防組織(設置した場合のみ) <small>(水防法施行規則16条五) 自衛水防組織の業務に関する事項</small>	自衛水防組織が設置されている場合、その業務内容が規定され、計画に記載されているか

【対象施設への通知内容】

要配慮者利用施設の所有者・管理者の皆さまへ
水防法・土砂災害防止法が改正されました
 ～要配慮者利用施設における円滑かつ迅速な避難のために～

「水防法等の一部を改正する法律(平成29年法律第31号)」の施行により、要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るため『水防法』及び『土砂災害防止法』が平成29年6月19日に改正されました。

ポイント! 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設等の管理者等は、**避難確保計画の作成・避難訓練の実施が義務**となりました。

【浸水想定区域の指定】 【土砂災害警戒区域の指定】

要配慮者利用施設とは…
 社会福祉施設、学校、医療施設
 その他の主として防災上の配慮を要する方々が利用する施設です。

2 市町村長への報告

- 避難確保計画を作成・変更したときは、遅滞なく、その計画を**市町村長へ報告**する必要があります。

3 避難訓練の実施

- 避難確保計画に基づいて避難訓練を実施します。職員のほか、可能な範囲で利用者の方々にも協力してもらつたなど、**多くの方々**が避難訓練に参加することで、より実効性が高まります。
- ハザードマップを活用するなどして、水害や土砂災害に対して安全な場所へ速やかに避難するなど、**浸水想定区域や土砂災害警戒区域などの地域の災害リスクの実情に応じた避難訓練を実施**することが重要です。

避難体制のより一層の強化のために、関係者が連携して取り組むことが重要です!

避難確保計画の作成
 避難体制の整備
 避難訓練の実施
 職員と利用者への学習会

問い合わせ先

市町村地域防災計画(避難場所・避難経路など)・ハザードマップに関すること
 施設の所在する市町村へお問い合わせください。

浸水浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の指定に関すること
 洪水浸水想定区域についてはその河川を管理する河川事務所へ、土砂災害警戒区域等については都道府県へお問い合わせください。

法改正に関すること
 水防法関係 国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室
 土砂災害防止法関係 国土交通省水管理・国土保全局砂防砂防計画課

TEL: 03-5253-8111 (代表) URL: <https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/index.html>

○避難計画の作成義務等の周知

要配慮者利用施設に位置付けられた都立学校に対して、避難確保計画の作成と避難訓練の実施が義務付けられていることを周知すると共に、実施状況を確認し、適切に対応するように指導した。

○防災教育の充実

7月及び8月に実施した学校安全教室指導者講習会で、平成29年3月31日に改訂された新学習指導要領について、安全教育調査官に講師をしていただき、新学習指導要領の実施に向けて各学校へ支援した。

○都立学校への周知文書

事務連絡
平成30年6月19日

関係都立学校長 殿

教育庁総務部調整担当課長

要配慮者利用施設の指定に伴う避難確保計画の作成等について（通知）

日頃より、防災事業に御理解と御協力をいただきありがとうございます。

平成29年7月7日付事務連絡「水防法等の一部改正に係る避難計画の作成等について（通知）」によりお知らせしているとおり、各区市町村の地域防災計画において洪水等の浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内で要配慮者利用施設に位置付けられた施設の所有者及び管理者は、避難確保計画の作成、避難訓練の実施が義務付けられています。

貴校については、区市町村による要配慮者利用施設への指定がありましたので、避難確保計画の作成及び区市町村への提出並びに避難訓練の実施について適切に御対応いただきますようお願いいたします。

併せて、避難確保計画に準じた記載を各校で既に作成されている学校危機管理計画に反映させる等、引き続き児童・生徒等の安全確保に万全を期すようお願いいたします。

なお、避難確保計画の作成及び区市町村への提出並びに避難訓練の実施に関する問合せは、貴校の所在する自治体の防災担当部局へ、学校危機管理計画に関する問合せは、下記担当までお願いいたします。

○学校安全指導者講習会 開催通知

31教指金第298号
令和元年6月3日

区中市教育委員会
指導事務主管課長 殿

東京都教育庁指導部指導企画課長
小寺 康裕
(公印省略)

令和元年度学校安全教室指導者講習会の開催について（通知）

このことについて、別紙「令和元年度学校安全教室指導者講習会実施要項」のとおり開催します。つきましては、貴管下の幼稚園、小中学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校及び特別支援学校への周知並びに教職員参加について御配慮の程、よろしくお願ひします。

記

1 目的
学校や地域における事件・事故、災害被害を未然に防止し、子供を様々な危険から守るために、子供たち自身に知識を予備し、回避する能力を身に付けさせる学校安全教室等の重要性が高まっている。このような状況に照らして、都内各公立学校等を対象とする令和元年度学校安全教室指導者講習会を開催し、幼児・児童・生徒に、自らを守り、他者や社会を支える安全対応能力を育成できる指導者を養成する。

2 開催日時・会場・内容

回	日 時	会 場	履 域	講 師 ・ 内 容
第1回	令和元年 7月30日(火) 午前10時から 午後0時30分まで	多摩永山 情報教育セ ンター	交通	○文部科学省総合教育政策局 男女共同参画共生社会学習・安全課 安全教育推進課 安全教育調査官 森本 晋也 氏 ○東北工業大学 影崎昭輝センター 教授 小川 和久 氏 <input type="checkbox"/> 交通安全指導実践事例 <input type="checkbox"/> 安全教育推進校実践発表 <input type="checkbox"/> 警察庁・消防庁 情報提供 等
第2回	令和元年 7月30日(火) 午後2時から 午後4時30分まで			○文部科学省 安全教育推進課 安全教育推進課 森本 晋也 氏 <input type="checkbox"/> 交通安全指導実践事例 <input type="checkbox"/> 安全教育推進校実践発表 <input type="checkbox"/> 警察庁・消防庁 情報提供 等
第3回	令和元年 8月5日(月) 午前10時から 午後0時30分まで	国立オアシ ス記念 青少年総合セ ンター	生活	○文部科学省総合教育政策局 安全教育部 ○国立女子学院 大塚教育大学 学校危機 シミュレーションセンター長 学長補佐 健康安全科学課 教授 藤田 大輔 氏 (元・大塚教育大学附属池田小学校校長) <input type="checkbox"/> 不審者対応 ・校内防犯づくり ・地域等との連携 <input type="checkbox"/> 交通安全指導実践事例 <input type="checkbox"/> 安全教育推進校実践発表 <input type="checkbox"/> 警察庁・消防庁 情報提供 等
第4回	令和元年 8月5日(月) 午後2時から 午後4時30分まで			○文部科学省総合教育政策局 安全教育部 男女共同参画共生社会学習・安全課 安全教育推進課 安全教育調査官 森本 晋也 氏 <input type="checkbox"/> 災害時対応 ・校内防犯づくり ・避難訓練 ・地域、家庭との連携事例 ・避難訓練の工夫 <input type="checkbox"/> 交通安全指導実践発表 <input type="checkbox"/> 警察庁・消防庁 情報提供 等
第5回	令和元年 8月6日(火) 午前10時から 午後0時30分まで	国立オアシ ス記念 青少年総合セ ンター	災害	○文部科学省総合教育政策局 安全教育部 男女共同参画共生社会学習・安全課 安全教育推進課 安全教育調査官 森本 晋也 氏 <input type="checkbox"/> 災害時対応 ・校内防犯づくり ・避難訓練 ・地域、家庭との連携事例 ・避難訓練の工夫 <input type="checkbox"/> 交通安全指導実践発表 <input type="checkbox"/> 警察庁・消防庁 情報提供 等
第6回	令和元年 8月6日(火) 午後2時から 午後4時30分まで			○文部科学省総合教育政策局 安全教育部 男女共同参画共生社会学習・安全課 安全教育推進課 安全教育調査官 森本 晋也 氏 <input type="checkbox"/> 災害時対応 ・校内防犯づくり ・避難訓練 ・地域、家庭との連携事例 ・避難訓練の工夫 <input type="checkbox"/> 交通安全指導実践発表 <input type="checkbox"/> 警察庁・消防庁 情報提供 等

○ 都内の私立学校(幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、専修学校、各種学校、幼保連携型認定こども園)への情報提供等を通じ、各学校の取組を支援

情報提供事例

【防災態勢】

梅雨期及び台風期における防災態勢の強化について(通知)

※水防法等の規定に基づく要配慮者利用施設の災害計画作成や避難訓練実施についても周知

【防災教育】

令和元年度版防災教育教材「防災ノート～災害と安全～」等の送付

※小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の該当学年児童・生徒に配布

【その他】

令和元年台風15号、19号に関連する諸通知 等

経緯

○平成30年7月豪雨を受け、都は防災事業の緊急総点検を実施

河川の氾濫による浸水が想定される区域に該当する、都立墨東病院、公社東部地域病院において、水害対策の手法を検討
⇒R1 基本・実施設計、R2～工事着手

○令和元年台風第15号及び第19号等に伴う防災対策の検証

浸水予想区域図において建物の一部が内水氾濫等により、浸水する地域に該当するため、浸水想定において病院の継続運営への影響を最小限とすべく水害対策の手法の比較検討を実施

- ・ 広尾病院
- ・ 大塚病院
- ・ 豊島病院

検討の概要

	広尾	大塚	豊島
浸水想定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 敷地東側に浸水深0.2~0.4m ・ 地下1階へのスロープ及び地下1階各所開口部（扉）に浸水 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 敷地東側地下1階エリアに浸水深0.2~0.4m ・ 地下2階へのスロープ及び地下1階各所開口部（扉）に浸水 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 敷地北側感染症入口エリアに浸水深0.1~0.3m ・ 地下1階サービスヤードへのスロープ及び地下1階各所、地下2階開口部（扉）に浸水
対策案	<ul style="list-style-type: none"> ・ スロープに止水板（既成品） ・ 隙間、開口部の塞ぎ工事 	<ul style="list-style-type: none"> ・ スロープに止水板（既成品） ・ 扉に水囊 	<ul style="list-style-type: none"> ・ スロープに止水板（既成品） ・ 防水扉、防水シャッター

